

平成 22 年国勢調査の概要

調査の目的及び沿革

国勢調査は、我が国の人口、世帯、産業構造等の実態を明らかにし、国及び地方公共団体における各種行政施策の基礎資料を得ることを目的として行われる国の最も基本的な統計調査である。調査は大正 9 年以来ほぼ 5 年ごとに行われており、平成 22 年国勢調査はその 19 回目に当たる。

調査の時期

平成 22 年国勢調査は、平成 22 年 10 月 1 日午前零時（以下「調査時」という。）現在によって行われた。

調査の法的根拠

平成 22 年国勢調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 5 条第 2 項の規定並びに次の政令及び総務省令に基づいて行われた。

国勢調査令（昭和 55 年政令第 98 号）

国勢調査施行規則（昭和 55 年総理府令第 21 号）

国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令（昭和 59 年総理府令第 24 号）

調査の地域

平成 22 年国勢調査は、我が国の地域のうち、国勢調査施行規則第 1 条に規定する次の島を除く地域において行われた。

- (1) 歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島
- (2) 島根県隠岐郡隠岐の島町にある竹島

調査の対象

平成 22 年国勢調査は、調査時において、本邦内に常住している者について行った。ここで「常住している者」とは、当該住居に 3 か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、3 か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時現在いた場所に「常住している者」とみなした。

ただし、次の者については、それぞれ次に述べる場所に「常住している者」とみなしてその場所で調査した。

- 1 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、第 124 条に規定する専修学校又は第 134 条第 1 項に規定する各種学校に在学している者で、通学のために寄宿舍、下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊している者は、その宿泊している施設
- 2 病院又は療養所に引き続き 3 か月以上入院し、又は入所している者はその病院又は療養所、それ以外の者は 3 か月以上入院の見込みの有無にかかわらず自宅

- 3 船舶（自衛隊の使用する船舶を除く。）に乗り組んでいる者で陸上に生活の本拠を有する者はその住所、陸上に生活の本拠のない者はその船舶
なお、後者の場合は、日本の船舶のみを調査の対象とし、調査時に本邦の港に停泊している船舶のほか、調査時前に本邦の港を出港し、途中外国の港に寄港せず調査時後 5 日以内に本邦の港に入港した船舶について調査した。
- 4 自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者は、その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部（基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部）の所在する場所
- 5 刑務所、少年刑務所又は拘置所に収容されている者のうち、死刑の確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者は、その刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院又は婦人補導院

本邦内に常住している者は、外国人を含めて全て調査の対象としたが、次の者は調査から除外した。

- (1) 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員を含む。）及びその家族
- (2) 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

調査事項

平成 22 年国勢調査では、男女の別、出生の年月など世帯員に関する事項を 15 項目、世帯の種類、世帯員の数など世帯に関する事項を 5 項目、計 20 項目について調査した。

調査の方法

平成 22 年国勢調査は、総務省統計局 - 都道府県 - 市町村 - 国勢調査指導員 - 国勢調査員 - 世帯の流れにより行った。

調査は、総務大臣により任命された約 70 万人の国勢調査員が調査票を世帯ごとに配布し、世帯が調査票を調査員又は市区町村に提出する方法により行った。

調査票の提出は、世帯が調査票に記入した上で、調査員への提出又は郵送による提出のいずれかを選択する方法とした（名古屋市の場合、郵送を原則とした）。また、東京都においては、インターネットによる提出も選択できる方法とした。

集計体系及び結果の公表・提供等

集計体系及び結果の公表・提供等については、「平成 22 年国勢調査の集計体系及び結果の公表・提供等一覧」をご参照いただきたい。

名古屋市としての公表については、総務省公表の後、名古屋市分を取りまとめ順次公表する予定。

平成22年国勢調査の集計体系及び結果の公表・提供等一覧

集 計 区 分		集 計 内 容	産 業 分 類	職 業 分 類	集計 対象	表章地域	全国結果の 公表時期 () は予定	結果の公表 及び 提供の方法
速 報 集 計	人口速報集計	人口及び世帯数の早期提供	-	-	全数	全国、 都道府県、 市区町村	平成23年2月25日	インターネットを利用 する方法等によって公表。人 口は官報に公示。
	抽出速報集計	全調査事項に係る主要な結果の 早期提供	小 分 類	小 分 類	約 1/100	全国、 都道府県、 人口20万以上 の市	平成23年6月29日	インターネットを利用 する方法等によって公表。 おって、報告書を刊行。
基 本 集 計	人口等基本集計	人口、世帯、住居に関する結果及び 外国人、高齢者世帯等に関する結果	-	-	全数	全国、 都道府県、 市区町村	岩手県、宮城県、福島県 平成23年7月27日 全国及びその他の 44都道府県 平成23年10月26日	集計が完了した都道府県から 順次、インターネットを利用 する方法等によって公表。 おって、報告書を刊行。 人口等基本集計の人口及び世 帯数(確定人口・世帯数)は2 回に分けて官報に公示。
	産業等基本集計	人口の労働力状態、就業者の産業別 構成に関する結果及び夫婦と子供の いる世帯等に関する結果	大 分 類	-			(平成24年4月)	
	職業等基本集計	就業者の職業別構成及び親子の同居 等の状況に関する結果	大 分 類	大 分 類			(平成24年11月)	
抽 出 詳 細 集 計		就業者の産業、職業別構成などに 関する詳細な結果	小 分 類	小 分 類	抽出	全国、 都道府県、 市区町村	(平成25年10月)	集計が完了した都道府県から 順次、インターネットを利用 する方法等によって公表。 おって、報告書を刊行。
従 業 地 ・ 通 学 地 集 計	従業地・通学地による人口・産業等 集計	従業地・通学地による人口の基本的 構成及び就業者の産業別構成に 関する結果	大 分 類	-	全数	全国、 都道府県、 市区町村	(平成24年6月)	集計が完了した後、インター ネットを利用する方法等によ って公表。おって、報告書 を刊行。
	従業地・通学地による職業等集計	従業地による就業者の職業別構成に 関する結果	大 分 類	大 分 類			(平成25年3月)	
	従業地・通学地による抽出詳細集計	従業地による就業者の産業、職業別 構成に関する詳細な結果	中 分 類	中 分 類	抽出	全国、 都道府県、 人口10万以上 の市	(平成25年10月)	
人 口 移 動 集 計	移動人口の男女・ 年齢等集計	人口の転出入状況に関する結果	-	-	全数	全国、 都道府県、 市区町村	(平成24年1月)	同 上
	移動人口の産業等 集計	移動人口の労働力状態、産業別構成 及び教育に関する結果	大 分 類	-		全国、 都道府県、 人口20万以上 の市	(平成24年7月)	
	移動人口の職業等 集計	移動人口の職業別構成に関する結果	-	大 分 類		全国、 都道府県、 人口20万以上 の市	(平成25年4月)	
小 地 域 集 計	人口等基本集計に 関する集計	人口、世帯、住居に関する基本的な 事項の結果	-	-	全数	町丁・字等、 基本単位区、 地域メッシュ	該当する基本集計等の 公表後、速やかに公表。	集計が完了した都道府県から 順次、閲覧に供する方法等 によって公表。
	産業等基本集計に 関する集計	人口の労働力状態及び就業者の産業 別構成に関する基本的な事項の結果	大 分 類	-				
	職業等基本集計に 関する集計	就業者の職業別構成等の状況に 関する基本的な事項の結果	-	大 分 類				
	従業地・通学地に よる人口・産業等 集計に関する集計	常住地による従業地・通学地に 関する基本的な事項の結果	-	-				
	移動人口の男女・ 年齢等集計に 関する集計	5年前の常住地に関する基本的な事項 の結果	-	-				

注1) 上記の集計のほか、基本集計等公表後の新たなニーズに対応して、追加集計を行う。

注2) 「産業分類」及び「職業分類」欄は、該当する分類を用いた集計結果があることを示す。

注3) 「表章地域」欄は、該当集計区分で集計する地域を表しているが、必ずしも全ての統計表がその地域まで集計されるわけではない。

★名古屋市の公表は、国の公表後、それぞれ速やかに名古屋市分を取りまとめ、公表していく予定です。